

# 団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 **環境政策ネットワーク**

所在地	〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-4-5-306 根岸 (代表幹事) 気付 TEL : 03-3203-3696 E-mail : epn-m@freeml.com		
ホームページ	<a href="http://www.environmental-policy.net/">http://www.environmental-policy.net/</a>		
設立年月	1999年12月 *認証年月日 (法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	根岸正州	担当者	小清水宏如
組織	スタッフ 15名 (内専従 0名)		
	個人会員 50名	法人会員 0名	その他会員 (賛助会員等) 0名
設立の経緯	学生・若手の社会人を基点として広く市民や行政、立法、企業等を巻き込んで環境政策を議論、調査、立案していくことを目指して、1999年に任意団体として発足しました。		
団体の目的	<p>環境問題に対する世論は盛り上がりつつあり、「持続可能な社会」をつくるために、調べ・考え・提案するといった環境政策提言型の活動が活発化しています。そこで環境政策ネットワークは、市民が環境政策へかかわる機会を増やし、政策立案能力の向上を図り、より大きな影響力を与えるために、学生と社会人による環境政策シンクタンクを目指しています。</p> <p>具体的には、(1)学生・若手社会人という立場から、環境問題に関する学術的調査研究を積極的に支援・推進する、(2)市民という利害を超えた立場から、政策立案過程への「監視」と「参加」を積極的に行い、公正な意思決定過程に積極的に貢献する、(3)地域を越えた連携を積極的にはかり、国レベルの政策と、地球レベル・地域レベルの環境問題をつなげ、また地域の政策にも活かしていく、(4)学生・若手社会人に限らず、世代を越えて様々な社会の主体との連携、協力を積極的に図るという理念のもと活動しています。</p>		
団体の活動プロフィール	<p>(2000年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文京区のごみ処理計画検討会での発表</li> <li>JCSD (持続可能な開発のための日本評議会) の提言活動に協力</li> <li>企業の環境スクリーニング調査プロジェクト実施</li> <li>参院選挙の政党の環境政策調査を実施</li> <li>化学物質政策プロジェクト (蛍光灯の水銀問題で調査、東京都に提案)</li> </ul> <p>(2001年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の定義について環境法政策学会で発表</li> </ul> <p>(2002年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の区分について環境法政策学会で発表</li> <li>環境権研究会発足</li> </ul> <p>(2003年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CSR研究会発足</li> <li>環境権研究会中間報告書を公表</li> </ul> <p>(2004年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境権について環境法政策学会で発表</li> </ul> <p>(2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境権研究会最終報告書を公表</li> </ul>		

活動事業費 (平成16年度) 50,000円

## ■政策の分野

- ・⑦環境アセスメント
- ・⑨持続可能な地域づくり

## ■政策の手段：①法制化、②制度整備

団体名：環境政策ネットワーク

担当者名：副代表幹事 小清水宏如

## ① 政策の目的

環境問題に関して地域社会における安定的な合意形成づくりと様々な主体のパートナーシップを促進するために、環境変化に係る住民・事業者・NPO等の合意形成手続を法的に保障する。

## ② 背景および現状の問題点

環境政策における合意形成の手続を重視する手法は、既に個別の環境保全においては導入されている。例えば、一定規模以上の環境変化を伴う事業に対しては環境影響評価法が適用され、同法のもとで、環境に対して適正な配慮をしていない事業者は不許可処分や条件付許可処分を受けることがありうる。河川法においても住民との合意形成手段が法的に保障されており、景観法では、地域住民が主体となって、景観形成に関与する手続が導入された。

しかし、現実には、ある地域の環境変化を巡り、長期にわたり深刻な紛争が発生する例が後を絶たない。何を以って、良好な環境が保全・形成されるといえるのかは、ひとえに地域住民を中心とする利害関係者の合意に基づいて決定されるのであって、科学的・客観的に一概に決定されとはいえない。また、「環境権」という権利概念を導入し、訴訟制度で解決しようという試みもあるが、概念の不明確性などを背景として、現状では必ずしも成功しているとはいえない。

本政策提言は、こうした個別の分野を包含する環境保全のための合意形成の手続を包括的に法制化することで、環境政策における合意形成を図り、環境紛争の軽減を図ることを目的としている。

## ③ 政策の概要

環境政策における合意形成の手続を法的に保障するために、まずは環境変化の実施対象と実施段階の区分の明確化を行う。その上で、環境変化の手続については、まずは良好な環境に関する価値判断の場の設定を義務づけ、環境変化に関する意思決定を行う手続を定め、環境変化の実施行為の手続を法的に定める。

## ④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

環境保全のための合意形成の手続の包括的な枠組みを法制化する内容を概観する。

## 1. 実施対象と実施段階の区分の明確化

人為的な環境の改変の可否を法的に検討する手続（以下「環境改変手続」と称する）として再構成する。

## (1) 実施対象

実施対象については、下記の3種類の環境改変を対象とし、利害関係者からの意見表明の機会を確保する。

## (a) 行為者が私人であり、環境改変に当たり行政による許認可を必要とする場合

※行政が環境改変に係る意思決定を行うこととなる

例) 宅地開発に伴う林地開発許可、発電所設置に伴う工事計画の認可

## (b) 行為者が行政である場合

※ただし、行政内部で実施者と許認可者が異なる場合がありうる

※行政が環境改変にかかる意思決定を行う

例) ダム開発等の公共施設の設置・管理運営

(c) 行為者が私人であり、環境改変に当たり行政による許認可が不要な場合

※事業者が環境改変にかかる意思決定を行う

例) 建設会社が当該都市の伝統的な景観を無視してビルを建設する場合

**(2) 実施段階**

具体的には、環境形成の段階を以下の3段階に分ける。

- ① 良好な環境に関する価値判断
- ② 環境形成に関する意思決定
- ③ (環境を改変する場合には) 環境形成行為の実施

そのうえで、①における利害関係者の合意形成を環境形成を法的に許容する条件として位置付ける。

**2. 環境改変手続**

**(1) 良好な環境に関する価値判断の場**

① 価値判断を行う場の設定とその周知の義務化

環境改変を予定する事業者は、事業実施前に、その地域の「良好な環境」に関する価値判断を行う場を設けなくてはならない。環境改変に関心をもつ者に意見表明を行う機会を保障するために、改変計画者は、意見を述べる機会の存在を適切な方法によって周知することが義務付けられる。良好な環境に関する価値判断を行う場は、いわば環境改変に関心を有する者と環境改変行為の実施者との対話集会といえ、個々の環境改変ごとに様々な場を想定できる。(例えば、ダム開発事業をめぐる地域住民と行政との対話集会など)

② 参加資格

この価値判断の場に参加資格は、周辺住民や環境 NPO に限らず、問題となっている環境に関心をもつ全ての人々とする。その根拠としては、①理念的には、およそあらゆる環境から人々は利益を得ることが可能であること、②各々がその環境から得る利益は同様に尊重されるべきことが根拠として挙げられる。

③ 価値判断の基礎となる環境情報の開示・公表

参加資格者が実質的な意見表明を行うことを保障する観点から、改変計画者は、主として価値判断の基礎となる環境情報を適切に開示・公表することとする。

④ 良好な環境の具体化

良好な環境の具体性にも様々なレベルがある。具体的な事業計画が存在する場合には、地域住民の視点から地域の個別的な重要と思われる環境の要素の中から優先順位(プライオリティ)を決めていくこととなる。逆に、具体的な事業計画を前提とせず、条例や行政計画(環境基本計画、都市整備計画)といった抽象的なレベルで「良好な環境」を定義する価値判断を行う場合もある。(その場合には、条例や行政計画の策定段階で合意形成した価値判断が、個々の具体的な環境改変の際に準拠すべき基準となる。)

⑤ 価値判断の場の運営の中立性の確保

どのレベルの環境に関する価値判断であっても、価値判断を正当化するために、多数派の意見の前に少数派の意見が不当に排除されることがないように、価値判断の場の運営の中立性を確保することが必要である。

中立性の確保に関しては、①公害紛争処理制度を拡充した裁判外紛争処理制度の創設②議論を円滑に行うことができる人材の育成③価値判断における考慮要素の明確化などを行うことが考えられる。

**(2) 環境改変の可否に係る意思決定**

環境形成に関する意思決定を行う場においては、意思決定主体は、価値判断の場において合意形成された「良好な環境」を尊重するかたちで、①環境改変を行うかどうか(行政が意思決定者であれば、許可を行うかどうか)、②環境を改変する(環境の改変を許可する)としたらどのように改変するか(どのような条件で許可するか)の意思決定を行う。意思決定主体は、上述した1.の実施対象と実施段階の3つのパターンに応じて決まる。具体的には、行政が開発を許可するかどうか、開発を許可とした場合に何らかの条件を付すかどうかを決定することである。

意思決定主体は、様々な利益を考慮して、価値判断として示された「良好な環境」をどの程度尊重するかどうかを自らの裁量で決定することができる。しかし、価値判断の尊重を担保する観点か

ら、意思決定内容に関する理由やその判断根拠を公表し、価値判断に参加した者に対して説明しなくてはならないという説明責任が意思決定者には課される。このような説明責任の実質的な根拠は、どのような環境改変であっても、公共的な価値を有する空間に対する改変であること、したがって、空間を利用する者に対する周知が必要であることに求められる。よって、こうした説明責任は、行政が意思決定者となる環境改変だけではなく、私人が意思決定者になる環境改変においても、私人に課すこととする。説明責任の果たし方についても、情報公開法のような最低限の統一されたルール・ガイドラインを設けるべきである<sup>1</sup>。

### (3) 環境改変の実施過程におけるモニタリング

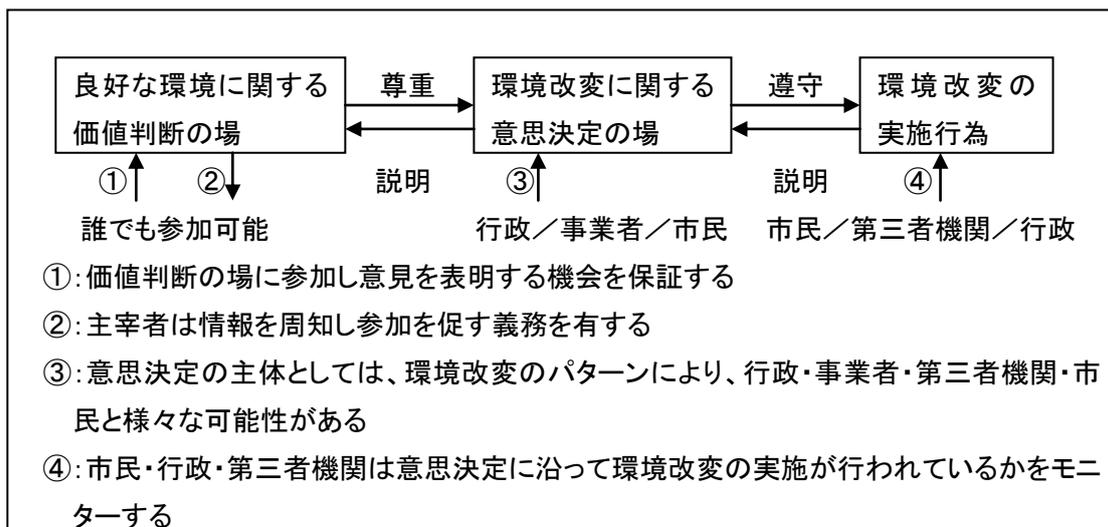
意思決定の結果、既存の環境を維持することとなった場合、環境改変は行われない。

一方、環境を改変することとなった場合、改変計画者は意思決定の内容に沿って環境改変を行うが、意思決定の事後的な修正は、①当初の価値判断を損なわず、②行為者の合理的な予測の範囲内である場合に限り、許容されるといった限定を付す必要がある。

このように意思決定主体の説明責任を明確にし、その方法を明文化することで、意思決定者に対して、少数意見への配慮も含めたバランスのとれた判断を行うことを促す効果があると考えられる。

このことにより、行政は、説明責任を行う義務を負い、価値判断への参加主体（具体的には地域住民や環境NPOが想定されることとなろう）とともにモニターする。

意思決定における説明責任と同様に、実施過程においても、意思決定に沿って環境を改変していることを定期的に価値判断の参加者や行政に説明する責任を行為者に対して負わせることにより、意思決定者には、環境改変に関する意思決定を再検討する機会が与えられることとなる。したがって、行為者が環境改変行為を実施していく段階で、意思決定者が当初の意思決定を修正することにより、行為者に新たな行為を促したり従前の行為を差し止めたりすることもありうる。



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

地方公共団体（制度如何によっては、公害等審査会）

⑥ 政策の実施により期待される効果

利害関係者の合意形成に基づく環境改変が行われることとなり、持続可能な地域づくりに資する。また、事前に合意形成を図ることにより、各主体のパートナーシップも醸成され、事後的な紛争や訴訟の発生も未然に防止することができる。何よりも、地域で生活する市民一人ひとりに環境保全の「当事者」としての参加意識が醸成されることが期待できる。

⑦ その他・特記事項

特になし。

<sup>1</sup> 説明責任に関するルール・ガイドラインでは、意思決定者が説明すべき項目（意思決定の内容、理由、判断根拠等）や説明の方法（説明の手段、説明会を開催する場合には開催手続等）が定められることとなる。法律により大枠を定めた上で、各地域の実情に応じて、より細かなルール等を定めていくこととなろう。ルール等の実効性を高める観点から、策定に際しても、パブリックコメントを実施するなどして、民意を汲み取る必要がある。

